

海津市まちづくり委員会

市では、海津市の将来像である「協働が生み出す 魅力あふれるまち 海津」の実現をめざして、市民参画によるまちづくりを推進するため、平成19年度に海津市まちづくり委員会を設置しました。

委員会は、海津市総合開発計画の実現に向けて協働が必要とされる課題のうち、市の行政組織において事務を掌握する部局が複数に及び、かつ、その所属が明らかでなく、横断的に対応することが適当と認められる事項について調査及び検討し、市長に提案するものです。

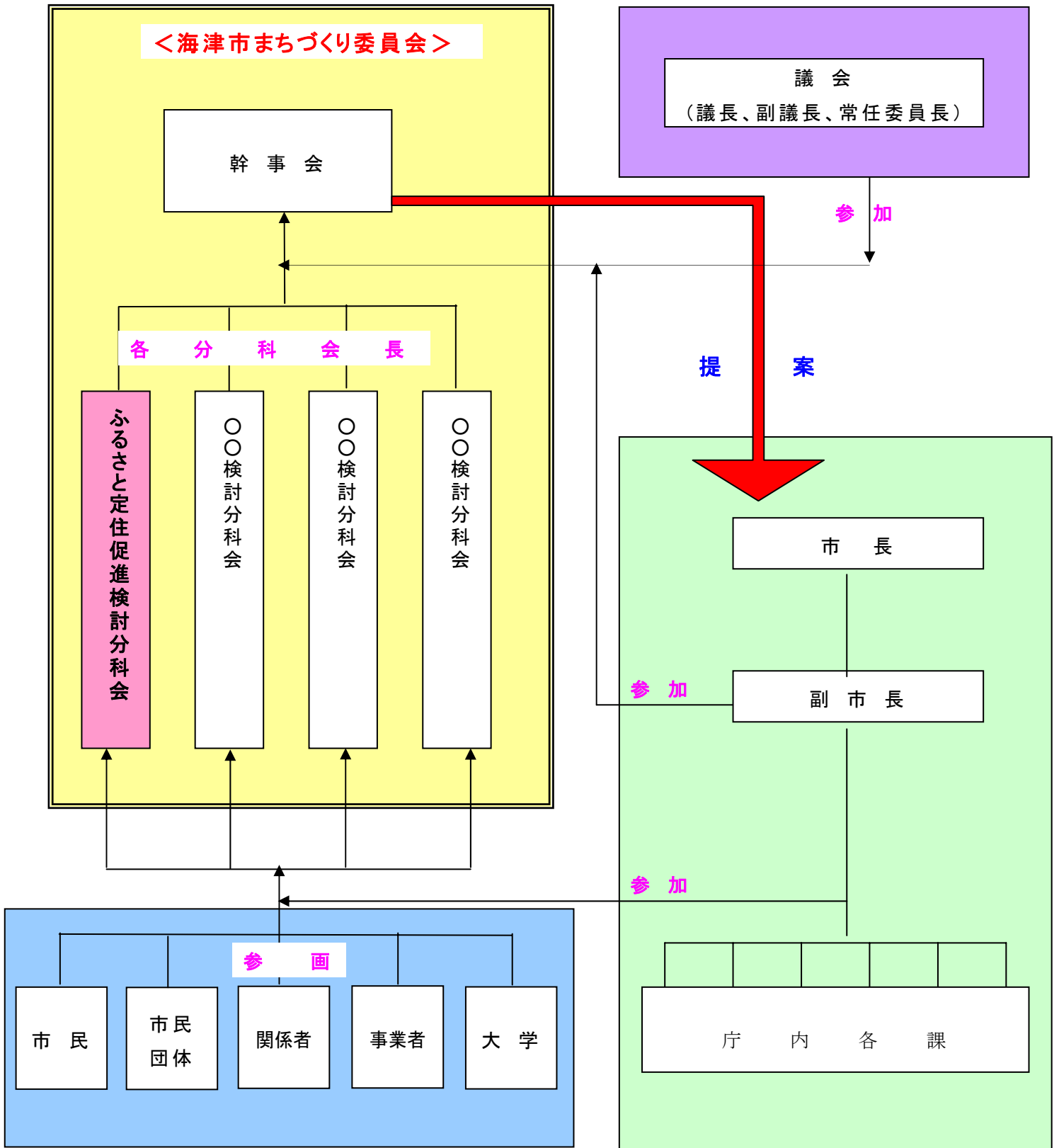
委員会のもとに分科会を置き、分科会で調査・検討された事項が幹事会に報告され、幹事会において検討された後、市長に提案されます。

過去の提案としては、平成19年度と平成20年度の2ヶ年かけ、下記4つのテーマについて検討され、市長に提案書が提出されました。

■分科会（平成19年度・20年度）

- 【仮称】自治基本条例検討分科会
- グリーン・ツーリズム検討分科会
- 戦略的交通システム検討分科会
- 希少生物保護育成分科会

海津市まちづくり委員会組織図



海津市まちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 海津市の将来像である「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」の実現をめざして、市民参画によるまちづくりを推進するため、海津市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、海津市総合開発計画（以下「計画」という。）の実現に向けて協働が必要と判断される課題のうち、市の行政組織において事務を所掌する部局が複数に及び、かつ、その所属が明らかでなく、横断的に対応することが適当と認められる事項について調査及び検討し、市長に提案するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、幹事会及び分科会より構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(幹事会)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会は、分科会の報告に基づいて調整し、委員会としての判断をするものとする。

3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事長は幹事会を主宰し、会議の議長となる。

5 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。

6 幹事長及び副幹事長は、それぞれ前条第2項に定める委員長及び副委員長を兼ねるものとする。

7 幹事会の会議は、幹事長が招集する。ただし、幹事委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(幹事)

第5条 幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事の任期は2年とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会)

第6条 分科会は、委員をもって組織する。

2 分科会は、第2条に基づき必要と認める事項について調査及び検討し、その状況又は結果を幹事会に報告するものとする。

3 分科会に、分科会長及び副分科会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は分科会を主宰し、会議の議長となる。

5 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 分科会長は、前条第1項に定める幹事の身分を併せ有するものとする。

7 分科会の会議は、分科会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、

市長が招集する。

(委員)

第7条 委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は、分科会としての調査及び検討が終了するまでの間とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第8条 幹事長及び分科会長が必要と認めるときは、幹事又は委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは報告又は意見を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、企画部企画政策課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

海津市まちづくり委員会幹事会幹事

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 議長・ 副議長・ 総務委員長・ 文教福祉委員長・ 産業建設委員長・ 各分科会長・ 副市長・ 担当部署の部長職・ 学識経験者 若干名 |
|---|

別表2 (第7条関係)

海津市まちづくり委員会分科会委員

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ まちづくり活動に率先して参加する地域住民 (公募委員)・ 担当部署の行政職員・ 問題に関わる企業や商店街・ボランティア組織等団体関係者・ 地元団体から選出された地域住民・ 学識経験者 |
|---|